第六十条第二項中「印の押なつ」を「の記載」に改める。

第六十四条第一項中「て認印をおさ」を削り、同条第二項中「て認印をおし」を削る。

第七十三条第一項及び第八十三条第一項中「の印をおさ」を「と記載し」に改める。

第九十四条第一項中「押印」を削る。

第百四条第一項及び第四項中「の印をおし」を「と記載し」に改める。

第百三十六条第二項中「押印」を削る。

第二号書式中「（国税収納命令官、国税収納命令官代理分任国税収納命令官代理官職氏名　印）」を「（国税収納命令官、国税収納命令官代理分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理官職氏名）」に、「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改める。

第四号書式中「（国税収納命令官、国税収納命令官代理、分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理官職氏名　印）」を「（国税収納命令官、国税収納命令官代理、分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理官職氏名）」に、「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改める。

第六号書式及び第九号書式から第十五号までの書式中「印」を削る。

第十六号書式中「印」及び「㊞」を削る。

第十八号書式中「官職氏名」を「官職氏名等」に改め、「又は（領収者名の表示のある領収日付印）」及び「印」を削り、同書式備考中「を記載し、かつ、」を「及び」に、「庁の標示のある領収印を押」を「官庁名を記載」に、「印を押した書面及び」を「官職氏名を記載した書面並びに」に改める。

第十八号の二書式中「官職氏名」を「官職氏名等」に改め、「又は（領収者名の表示のある領収日付印）」及び「印」を削る。

第十九号書式中「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（国税収納官吏、国税収納官吏代理、分任国税収納官吏又は分任国税収納官吏代理官職氏名　印）」に、「（領収年月日及び領収者名）」を「（国税収納官吏、国税収納官吏代理、分任国税収納官吏代理官職氏名）」に改める。

第二十号書式及び第二十三号書式（その１）中「印」を削る。

第二十三号書式（その二）中「印」及び「及び公印」を削る。

第二十三号書式（その三）中「印」を削る。

第二十四号書式第二片中「印」を削り、「発行者印を」を「本人」に、「確認し」を「確認をし」に、「（日付印）」を「（日付）」に改める。

第二十五号書式（表面）中「印」を削り、「（支払日付印）」を「（支払日付）」に改め、同書式（裏面）中「㊞」を削り、「記入し、印を押し」を「記入し」に、「記入押印」を「署名」に、「記名して印を押して」を「記名して」に改める。

第二十五号の二書式（表面）中「印」を削り、「（支払日付印）」を「（支払日付）」に改め、同書式（裏面）中「㊞」を削り、「記入し、印を押し」を「記入し」に、「記入押印」を「署名」に、「記名して印を押して」を「記名して」に改める。

第二十八号の二書式の付表（その二）第二片中「㊞」を削り、「発行者印を」を「本人」に、「確認し」を「確認をし」に、「（日付印）」を「（日付）」に改める。

第三十号の三書式から第三十一号の二までの書式及び第三十五号の三書式中「印」を削る。

第三十六号書式中「印」を削り、「（又は国税庁長官印）」を「（若しくは国税庁長官）」に改める。

第三十八号書式及び第四十号書式中「印」を削る。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第三条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「押印」を削る。

別紙第一号書式（その一）から別紙第一号書式（その十）までの書式中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に改める。

別紙第一号書式（その十一）中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に、「（領収・受託日付印）」を「（領収・受託日付等）」に、「受託日付印」を「受託日付等」に改める。

別紙第一号書式（その十二）中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に改める。

別紙第一号の二書式中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に、「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収年月日及び領収者名）」を「（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）」に、「（国税収納金整理資金に関する職名　㊞）」を「（国税収納金整理資金に関する職名）」に改める。

別紙第一号の三書式中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に、「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）」に改める。

別紙第一号の四書式中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に、「押印」を「記載」に改める。

別紙第五号書式及び別紙第六号書式中「印」を削る。

別紙第七号書式中「㊞」を削る。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第四条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令（令和元年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。